

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求事件  
国側当事者・国(大宮税務署長)  
平成21年7月31日棄却・控訴

判 決

原告	甲
訴訟代理人弁護士	西垣内 堅佑
訴訟復代理人弁護士	三島 浩司
補佐人税理士	飯塚 勉
被告	国
代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	大宮税務署長 大吉 伊智郎
指定代理人	荒井 秀太郎 嶺山 登 馬田 茂喜 三浦 美津留 渡邊 雅行 清野 将史

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 大宮税務署長が原告に対して平成17年2月25日付けでした、原告の平成13年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額713万0850円を超え、還付金の額に相当する税額107万4384円を下回る部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 大宮税務署長が原告に対して平成17年2月25日付けでした、原告の平成14年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額741万5116円を超え、還付金の額に相当する税額125万3726円を下回る部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 大宮税務署長が原告に対して平成17年2月25日付けでした、原告の平成15年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額776万9750円を超え、還付金の額に相当する税額298万9448円を下回る部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、大学教師としての給与収入並びに評論家としての原稿料及び講演料等の収入を有する原告が、大宮税務署長から、平成17年2月25日付けで、平成13年分から同15年分まで(以下

「本件各係争年分」という。)の所得税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受けたため、これを不服として上記各処分の取消しを求める事案である。

## 1 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである。証拠(枝番のあるものは特記しない限り枝番を含む。以下同じ。)により容易に認めることができる事実等は、その旨付記した。その余の事実は、当事者間に争いが無い。

### (1) 当事者

原告は、学校法人Aの大学教師としての給与収入並びに評論家としての原稿料及び講演料等の収入を有する、いわゆる白色申告者(青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受け、かつ、青色申告書を提出した者以外の者)である。

### (2) 原告の本件各係争年分の所得税に係る確定申告

原告は、本件各係争年分の所得税について、別表1-1、同1-2及び同1-3の各「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした。

### (3) 原告に対する更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分

ア 大宮税務署長は、平成17年2月25日、本件各係争年分の原告の所得税について、別表1-1、同1-2及び同1-3の各「更正処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」という。)をし、そのころ、これらを原告に通知した。

イ 本件各更正処分の概要は、次のとおりである。

(ア) 原告は、本件各係争年分の所得税の確定申告に当たり、インターネット上の「L」と題するウェブサイト(以下「本件サイト」という。)の閲覧に係る年会費収入並びに本件サイトにおいて実施されていた書籍及び講演ビデオの販売に係る収入(以下、これらの収入を併せて「本件サイト収入」という。なお、本件サイト収入の金額は、平成13年分が661万0965円、同14年分が1824万5743円、同15年分が2514万4853円であった。)について、原告に帰属するものとはしていなかったが、本件各更正処分は、本件サイト収入が原告に帰属するものであるとしてされた。

(イ) 原告は原稿料及び講演料等の収入による所得を雑所得として申告していたが、本件各更正処分は、別表2-1、同2-2及び同2-3各記載の原稿料及び講演料等の収入(以下「本件原稿料等収入」といい、本件サイト収入と併せて「本件収入」という。なお、本件原稿料等収入の金額は、原告の確定申告における金額よりも平成13年分で1万9500円、同14年分で28万9921円、同15年分で2万6778円多いが、これは原告の計上漏れによるものである。)による所得を、本件サイト収入による所得と併せて事業所得に該当するものであるとしてされた。(甲2の2、弁論の全趣旨)

(ウ) 本件各更正処分は、前記(イ)の原告の事業所得の金額について、所得税法156条に基づき、推計により算定してされた。

### (4) 本件各処分に対する不服申立手続

原告は、本件各処分を不服として、大宮税務署長に対して異議申立てをしたが、これを棄却され、国税不服審判所長に対して審査請求をしたが、これも棄却された。以上の経緯については、別表1-1、同1-2及び同1-3の「異議申立て」、「異議決定」、「審査請求」及び「審

査裁決」の各欄記載のとおりである。(甲2、3)

(5) 本件訴えの提起

原告は、平成19年1月5日、本件訴えを提起した。(当裁判所に顕著な事実)

2 被告が主張する本件各処分の根拠及び適法性

被告が主張する本件各処分の根拠及び適法性は、別紙1「本件各処分の根拠及び適法性」記載のとおりである。

3 争点

本件の争点は、①本件サイト収入が原告に帰属するか否か、②本件収入による所得の区分は事業所得か雑所得か、③本件各更正処分について推計の必要性が認められるか否か、④本件各更正処分について推計の合理性が認められるか否か、⑤原告による実額反証の成否、⑥本件各処分は憲法21条1項、22条1項及び31条に違反するか否かである。

4 当事者の主張の要旨

(1) 争点①(本件サイト収入が原告に帰属するか否か)について

ア 被告の主張

(ア) 本件サイトは、平成13年から同15年当時、原告の公式サイトとしてインターネット上で公開され、原告の顔写真及びプロフィール等が掲載されるとともに、原告の著書の紹介及び販売並びに原告が行った講演会の模様を録画したビデオの販売が行われ、また、原告が書き下ろし、又は監修した文章の中でも重要度が高いとされるものや秘密とされる情報を選び出して掲載したコーナーについては、会員登録を行って年会費を支払った後でなければ閲覧することができない有料サイトとされていた。このような本件サイトの内容に加え、原告が本件サイトの運営方針を決定していたこと、原告は、原告名義の預貯金口座を本件サイト収入の振込先としていたほか、本件サイトの運営資金の融資を受けるなど、対外的にも運営主体として行動していたこと、原告は、上記のとおり本件サイト収入の振込先としていた預貯金口座から金銭を払い戻して、原告自身の別の銀行口座に預け入れるなどし、本件サイト収入を現実を取得していたことがあることなどからすれば、本件サイトの運営主体は原告というべきである。

(イ) 他方、原告において本件サイトの運営主体であると主張する「O」(以下「O」という。)は、平成13年から同15年当時、独立した権利義務の主体となるほどの実体を備えるには至っておらず、また、本件サイトの運営を原告以外の者(Oの構成員)の共同事業と評価することもできない。

(ウ) したがって、本件サイト収入は、本件サイトの運営主体である原告に帰属する。

イ 原告の主張

(ア) 本件サイトは、Oが運営していたものであり(なお、Oは、「甲事務所」、「B事務所」等の他の名称を使用していた時期もあった。)、本件サイト収入もOが費消していた。

すなわち、Oは、平成11年に原告の著書の読者であった乙(以下「乙」という。)及び丙(以下「丙」という。)が中心となって勉強会を始めたことを発端として発足し、規約等に基づいて代表者を定め(当初の代表者は乙であり、同13年9月には丙も共同代表となり、同15年11月には丁(以下「丁」という。)が代表者となった。)、本件サイトを開設してその運営を行っていたほか、同13年7月ころから同15年11月ころまで、東京都立川市(以下「立川市」という。)において政治活動を行っていた。原告は、1箇

月に1回ないし2回程度〇の勉強会に出席していただけて、その運営には全く関与していない。

このように、〇は、原告が指揮監督する事業活動の一部ではなく、原告から独立した別個の団体であり、法人でない社団で代表者又は管理人の定めがあるもの（法人税法2条8号）であるから、人格のない社団等に該当する。

したがって、本件サイト収入は、原告ではなく〇に帰属する。

(イ) 仮に、平成13年から同15年までの〇が人格のない社団等に該当しないとしても、当時、〇という結社ないし団体が存在し、政治活動等を行い、そこに収入及び支出があったことは事実なのであるから、課税の対象となるのは〇から利益を得た者であるべきところ、原告は、〇から利益を全く得ていない。

したがって、本件サイト収入は原告に帰属するものではなく、これが原告に帰属するとした本件各更正処分は、所得税法12条に規定する実質所得者課税の原則に反するものである。

(2) 争点②（本件収入による所得の区分は事業所得か雑所得か）について

ア 被告の主張

(ア) 本件原稿料等収入に係る取引件数及び取引金額は別表2-1、同2-2及び同2-3各記載のとおりであり、原告は経常的に安定して相当程度の収入を上げている上、取引先も多岐にわたっている。また、原告は社会的に文筆家として認知されており、前記(1)ア(ア)のとおり、自らが運営する本件サイトにおいて自著の宣伝及び販売に努めていることからすれば、その文筆活動が営利性を有していることは明らかである。そして、原告は、A大学における講義にかかる以外の時間は、上記のとおり相当数に上る本の執筆や講演等を行って、本件原稿料等収入を得るために活動していたものである。以上のような諸事情を総合的に考慮すれば、本件原稿料等収入による所得は事業所得（所得税法27条1項、所得税法施行令63条11号に規定する「医療保健業、著述業その他のサービス業」から生ずる所得）に該当する。

また、本件サイトの運営についても、前記(1)ア(ア)の実態からすれば、それが営利性、有償性及び反復継続性を有していることは明らかであり、その規模と態様、相手方の範囲等を総合的に考慮すれば、事業というべきであるから、本件サイト収入による所得は事業所得に該当する。

なお、本件サイト収入のうち会費収入は、後援会等における一般的ないわゆる会費とは異なり、原告が提供する情報の対価として得るものであるから、課税対象となることは明らかである。

(イ) ある所得が事業所得に該当するか否かの判断に当たっては、その者の本来の業務又は職業としてされる場合であると副業的なものとしてされる場合であるとを問わないから、原告がA大学の教師として給与所得を得ていることは、本件収入による所得の区分を判断する上で考慮されるべきものではない。

(ウ) 以上のとおり、本件収入による所得は事業所得に該当する。

イ 原告の主張

原告はA大学の教師という給与所得者であって、著述業を営む事業所得者ではない。原告の原稿料等収入は、出版社の専属のライターのような者が安定的に得る原稿料等の収入とは

異なり、1回限りの原稿執筆や講演の依頼を受けるということを複数回行ったことによるもので、収入としては不安定であり、原告は、そうであるからこそ大学教師の職に就いているのである。

したがって、原告の給与所得以外の所得は事業所得ではなく雑所得であるから、本件収入による所得は雑所得に該当する。

また、本件サイト収入のうち、会費収入はそもそも課税対象となる収入ではない。

(3) 争点③（本件各更正処分について推計の必要性が認められるか否か）について

ア 被告の主張

大宮税務署長から原告の所得税の税務調査（以下「本件調査」という。）を命じられた大宮税務署国税調査官（以下「本件調査担当者」という。）は、約5箇月間にわたり、原告の自宅や本件サイトの運営の拠点となっている立川市の事務所に臨場するなどして、本件調査を行った。

しかし、原告の事業所得の金額を実額で算定するに足りる帳簿書類等は存在せず、収入に対する支出の状況を直接証拠によって明らかにすることは到底不可能であった上、本件調査の過程において、互いに内容に食違いがある3通の収支計算書及び3通の経費明細書が提出されるなど、原告自身が算定した所得金額にも変遷があった。また、原告は、本件調査の早期終了を主張し、大宮税務署で大声を上げたり、大宮税務署長や本件調査担当者の自宅に押しかけるなど、本件調査に非協力的な言動を繰り返した。

以上のような状況では、原告の事業所得の金額を実額で算定することは到底できず、これを推計の方法により算定することはやむを得なかったものである。

したがって、本件各更正処分について推計の必要性が存在したことは明らかである。

イ 原告の主張

原告は、本件調査において、本件調査担当者に対し、原告及び〇の収支に関する領収証等の資料を提出していたのであるから、本件調査担当者としては、上記資料について、その支払先に直接確認するなどして十分な調査をすれば、当該支払が必要経費に該当するかどうかを判断できたはずであり、原告の所得を実額によって算定することは可能であった。しかし、本件調査担当者は、当初から推計課税を行うという方針を決めた上で、上記資料を十分に確認せず、調査も不十分なままに推計により原告の所得を算定したものである。

原告が本件調査に非協力的であったという被告の主張は、本件調査が不十分であったことによる責任を、帳簿の備付け義務のない白色申告者である原告に不当に負わせようとするものである。

したがって、本件各更正処分について推計の必要性はなかったものである。

(4) 争点④（本件各更正処分について推計の合理性が認められるか否か）について

ア 被告の主張

(ア) 原告の本件各係争年分の事業所得金額の算定に係る推計の方法は、別紙1「本件各処分の根拠及び適法性」の1(1)ア(イ)、同イ(イ)及び同ウ(イ)各記載のとおり、本件調査によって把握した原告の本件各係争年分の事業所得に係る総収入金額に、本件比準同業者の平均所得率を乗じ、本件各係争年分の事業所得の金額を算定するというものであるところ、本件比準同業者は、次のとおり、合理性を有する基準に基づき、漏れなく機械的に抽出されたものである。

すなわち、関東信越国税局長は、平成13年分については大宮税務署長及び大宮税務署に隣接する川越、浦和、春日部及び上尾の各税務署の署長に対し、また、同14年分及び同15年分については関東信越国税局管内の各税務署長（以下「本件各税務署長」という。）に対し、当該各税務署管内に所得税の納税地を有する個人事業者のうち、本件各係争年分ごとに別紙2「抽出基準」記載の条件（以下「本件抽出基準」という。）のすべてに該当する者の報告を求めたところ、本件各税務署長から関東信越国税局長に対して、別表6-1、同6-2及び同6-3各記載のとおり報告があり、本件比準同業者及びその平均所得率は、上記報告に基づくものである。

(イ) したがって、本件各更正処分における推計には合理性がある。

イ 原告の主張

本件比準同業者は、文筆家業のうち文芸作家、文芸評論ほかの評論家業を専業で営む者であり、原告のような大学教師ではない。

したがって、本件各更正処分における推計は合理性を欠くものである。

(5) 争点⑤（原告による実額反証の成否）について

ア 原告の主張

仮に、Oの活動が原告の活動の一環であるという前提に立ち、原告個人の所得にOの所得を実額で合算して計算すると、別表7のとおりとなる。これによると、給与所得以外の所得は、別表7の「2. 原告個人の所得にOの所得を実額で合算した場合」の各「差引所得（①+②+③+④-⑤）」欄記載のとおり、平成13年分が21万0661円、同14年分が67万2748円、同15年分が1043万5672円となる。

したがって、本件各更正処分において推計によって算定された各所得金額は過大であるから、本件各処分は違法である。

イ 被告の主張

原告の実額反証は、あて名がなく、又はあて名として「上様」若しくは原告以外の者が記載された多数の領収証等に依拠しているほか、その主張に係る必要経費についても、その内容が不明なものや家事関連費と考えられるものがあり、原告の事業との関連性や各収入との対応関係が明らかでないなど、あらゆる面において不十分である。

(6) 争点⑥（本件各処分は憲法21条1項、22条1項及び31条に違反するか否か）について

ア 原告の主張

(ア) 本件各処分は、Oに帰属する本件サイト収入を原告の収入に合算したものであって、原告の表現の自由を侵害し、Oの言論表現活動を否定し、Oが政治活動を行う結社・団体であることを否定することによって成り立っているものである。

したがって、本件各処分は憲法21条1項に違反する。

(イ) 原告は、A大学の教師という給与所得者であり、著述業を営む事業所得者ではない。

本件各処分は、本件原稿料等収入による所得を事業所得としたが、これは、原告の職業を著述業であると勝手に決め付け、原告の職業選択の自由を侵害するものである。

したがって、本件各処分は憲法22条1項に違反する。

(ウ) 本件各処分は、大宮税務署長において、原告及びOが提出した領収書等の資料を無視し、推計課税を強行したことによるものであり、法律で定められた手続を経ず、原告の修

正申告をする権利（国税通則法19条）を奪ったものである。

したがって、本件各処分は憲法31条に違反する。

イ 被告の主張

(ア) 大宮税務署長は、Oが平成13年から同15年当時にはいまだ存在していなかったことから、本件サイト収入は原告に帰属するものであるとして本件各処分を行ったものであって、収益に対して課税することが直ちに表現の自由を侵害することにならないことは明らかである。

したがって、本件各処分は憲法21条1項に違反しない。

(イ) 原告の本件収入による所得が事業所得に該当する旨の大宮税務署長の認定が、原告の職業を定めようとしたものでないことは明らかである。

したがって、本件各処分は憲法22条1項に違反しない。

(ウ) 大宮税務署長は、本件各処分に至るまで約5箇月間にわたって調査を行い、原告に対して資料の提出を促しており、この間、原告は、修正申告はもとより、所得計算に必要な資料を提出して実額による所得計算を求めることは十分可能であった。

したがって、本件各処分は憲法31条に違反しない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（本件サイト収入が原告に帰属するか否か）について

(1) 証拠（該当箇所に掲記したもの）によれば、次の各事実が認められ、この認定を左右するに足りる証拠はない。

ア 平成13年から同15年当時の本件サイトの内容等について

(ア) 平成13年から同15年当時、本件サイトにおいては、原告の顔写真及びプロフィール等が掲載されるとともに、原告の著書の紹介及び販売並びに原告が行った講演会の模様を録画したビデオの販売が行われていた。原告の著書の販売に当たっては、原告が自ら加筆訂正したゲラ原稿に原告がサインを入れたものが「おまけ」として付けられるなどしていた。

本件サイトの中には「M」又は「N」と題するページ（以下「本件有料ページ」という。）があり、これは、原告が書き下ろし、又は監修した文章の中でも重要度が高いとされるものや、秘密とされる情報を選び出して掲載したものとされ、購読会員の登録を行い、年会費（学生会員は6000円以上、一般会員は1万円以上、法人会員は企業規模によることとされていた。）を支払った後でなければ閲覧することができないものとされており、その入会を勧誘する文章は、原告の似顔絵イラストの吹出しの中に記載され、原告自らが勧誘している形になっていた。

（乙1ないし4、10）

(イ) 本件サイト収入、すなわち前記(ア)の著書及びビデオの販売代金並びに本件有料ページの年会費の振込先としては、平成12年8月24日に開設されたJ銀行大宮支店の「甲事務所 所長 甲」名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件銀行口座」という。）及び同14年5月16日に開設された「甲」名義の郵便振替口座（記号番号 ）。以下「本件郵便局口座」といい、本件銀行口座と併せて「本件預貯金口座」という。）が指定されていた。なお、本件銀行口座開設時の印鑑届に記載された住所は原告の自宅の所在地であり、本件郵便局口座の印章票に記載された「立川市 ）」

は、後記イ(ウ)のとおり原告が賃借した物件の所在地であった。(乙1の2及び3、2の2、3の2、4、5、11)

本件預貯金口座には、本件サイト収入が入金されており、本件各係争年分について、下表のとおり入金があった。(弁論の全趣旨)

(単位：円)

入金先	平成13年分	平成14年分	平成15年分
本件銀行口座	6,610,965	10,155,821	6,802,651
本件郵便局口座	0	8,089,922	18,342,202
合計	6,610,965	18,245,743	25,144,853

(ウ) なお、本件サイトのトップページには、平成16年12月20日の時点では「このサイトは『O』が運営し提供する

」との表示がされているが、それ以前の同月17日の時点では上記表示はなかった。(乙8、10)

イ 原告の本件サイトへの関与について

(ア) 原告は、本件サイトの運営等に関する会議において、次に掲げるような発言をしていた。(甲5の26、28、37及び41)

a 書籍の販売について、「4冊1万円で、4～5千円もうかる。『バラで売ってくれ』と問合せがあったら、交渉しないで『3000円振り込んでください』といきなり指定しろ。」

b 後記(イ)のとおりD金融公庫から融資を受けた550万円について、「300万円は銀行株の投資に回した。1株530円で買ったところ、今は590円に値上がり。168万円の価値?がある。1000円手前、930円くらいで売れば120万円の利益を手にできる。」

c 「それでホントの話、今月の収益目標を言うと、ネットの『P』と4冊セットとビデオの販売で、Pが最近は週に7、8人の申込みがあって、これが4週間で大体30万円。これは丸々、利益になる。本の方は大体5000円前後の利益は出る。60セットで、30万円の利益。ビデオは10万円程度。合わせて、70万円。」「本の売り方を考えて、更におまけを1冊、2冊と付けながら、新しい本のラインナップを充実させていく。これを収益の柱にしていく。」

d 「10万円以上振り込んでくれた人に、『特別研究員』の肩書を与えようと思っている。」

(イ) 原告は、平成14年3月12日、D金融公庫(立川支店)から550万円の融資を受けた。原告が同融資を受けるに当たって同公庫に提出した借入申込書には、「商号または法人名」欄に「B事務所」と記載され、「お申込人または代表者の方のお名前」欄には「甲」と記載されるとともに「甲」と刻された印影の押印があり、「業種」欄には「インターネットでの言論・情報提供業」と記載されていた。また、原告が同公庫に提出した開業計画書には、開業の目的及び動機として「インターネット(情報通信革命)を2000年に政府が推進したのに答えて、本当にビジネスになる、ネットを通しての政治言論、金融経済情報、サラリーマンの知的生き方の研究(等)を広く、国民に情報提供して、有料制にして収益を得る。」、事業の経験として「私は、これまでに2年間、ネット上で『L』を主宰



して来た。毎日平均訪問者は、2500人である。これまでに政治評論、社会評論の分野で、18年間で38冊の本を出版してきた。固定読者数約3万人。大学教師として5年間の経験。」との各記載がある（なお、原告本人によれば、上記各記載の中には原告が自署したものではない部分があるものの、原告は上記各記載の内容について了解していたことが認められる。）。(乙6)

(ウ) 原告は、平成13年8月12日、戊（代理人株式会社E）から、立川市所在の「F」の203号室（以下「F事務所」という。）を、月額賃料10万円、月額共益費2000円の約定で賃借し、さらに、同15年5月6日、Gから、立川市所在の「Hビル」の5階部分（以下「Hビル事務所」という。）を、月額賃料18万円、月額共益費2万円（いずれも消費税別）の約定で賃借した。乙、丙、丁ほか原告の弟子とされる者たちは、同13年から同15年当時、F事務所及びHビル事務所に集まり、これらの事務所を拠点として、本件預貯金口座を管理しながら、本件サイト運営のための具体的作業等を行っていたほか、同13年7月ころから同15年11月ころまでの間は政治活動も行っていた。(甲6の4ないし22、7、9、10、乙7)

原告は、平成13年分及び同14年分の原告の所得税の確定申告に当たり、F事務所の賃料及び共益費を、同15年分の原告の所得税の確定申告に当たり、Hビル事務所の賃料及び共益費を、それぞれ経費（地代家賃）として計上していた。(乙22)

(エ) 平成14年3月20日、本件銀行口座から合計300万円が引き出され、I証券新宿支店の原告名義の取引口座に合計230万円が、また、J銀行新宿通支店の原告名義の普通預金口座に70万円がそれぞれ入金された。上記の230万円は、原告が前記(ア) bのとおり「銀行株の投資に回した」と発言している300万円の一部である。(甲27の2、乙23、24、原告本人)

原告の収入は、本件サイト収入を除けば、A大学からの給与収入と本件原稿料等収入のみであり、それらはいずれも銀行振込みによって支払われ、現金で支払われることはなかったが、I証券新宿支店の原告名義の取引口座には平成14年12月17日に90万円、同15年1月7日に合計223万円、同年12月8日に150万円など、多額の現金が入金され、その一方で、本件銀行口座からは同14年12月13日に合計140万円、本件郵便局口座からは同15年1月6日に合計200万円など、多額の現金が引き出されており、上記の原告名義の普通預金口座に入金された金銭の原資が本件預貯金口座のものであったことがうかがわれる。(甲27の2、52の15、乙23、24、原告本人)

(2) 前記(1)ア(ア)で認定した事実によれば、本件サイトは、平成13年から同15年当時、原告の名を冠したサイト名が付けられるとともに原告の顔写真やプロフィール等が掲載され、また、その内容も、原告の著書の紹介及び販売並びに原告が行った講演会の模様を録画したビデオの販売を行うとともに、本件有料ページにおいて、広く一般から購読会員を募り、原告が選別した特別な情報等を有料で提供するというものであったといえることができるのであるから、原告が主宰者となって、自らの著作物を販売し、また、政治経済等に関する情報の発信等をすることを目的として開設されたウェブサイトとして位置付けるのが相当である（なお、乙8の2によれば、同16年12月17日当時の本件サイトのトップページには「甲（甲）の公式サイト『L』へようこそ！」との表記があることが認められる。）。また、前記(1)イ(ア)及び(イ)で認定した事実によれば、原告自身が、本件サイトの運営等の方針を決定するとともに、対外

的にも本件サイトの運営主体として行動していたということができ、さらに、原告は、同(ウ)で認定した事実のとおり、本件サイトの運営の拠点であった賃借物件の賃料及び共益費を自分自身の経費として計上していたのである。そして、前記(1)ア(イ)及び同イ(エ)で認定したとおり、本件サイト収入は、本件預貯金口座に振り込まれ、少なくともその一部については、引き出されて原告が取得するところとなっているのである。

以上によれば、本件サイトの運営主体は原告であったと認めるのが相当であり、したがって、本件サイト収入は原告に帰属するものというべきである。

(3) これに対し、原告は、本件サイトは、人格のない社団等に該当する〇が運営していたのであるから、本件サイト収入は〇に帰属すると主張する。

そこで検討するに、法人税法2条8号は、「人格のない社団等」について「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。」と定義し、同法3条は、「人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（別表第二を除く。）の規定を適用する。」と規定している。そして、人格のない社団等の意義については、私法におけるものと同義に解すべきところ、私法上、ある団体が、その各構成員とは別の独立した社会的存在とされる人格のない社団等と認められるためには、①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員が変更しても団体そのものが存続し、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることを要するものである（最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同39年10月15日第一小法廷判決・民集18巻8号1671頁参照）。

そこで、平成13年から同15年当時の〇が前記要件を満たしていたといえるか否かをみると、まず、本件訴訟には、〇の定款として、一部内容の異なる2種類のもの（甲3の2の別紙3及び乙9の2。以下「本件各定款」という。）が提出されているところ、そこでは、〇の事務所をHビル事務所に置くこととされているが、前記(1)イ(ウ)のとおり原告がHビル事務所を賃借したのは同年5月6日であることからすると、本件各定款が作成されたのは早くとも同日以降であると認められること、そして、原告は、本件訴訟の原告本人尋問（以下「本人尋問」という。）において、〇の定款が同13年から明文の形であったかは知らないが、税務署から作れと言われたから作ったのではないかと考えている旨の供述をしていることからすれば、同13年から同15年当時〇に定款が存在していたことについては、極めて疑わしいといわざるを得ない。この点を措くとしても、本件各定款には、〇の正会員は、〇の「目的に賛同して入会する個人」と定められている（6条2項）ものの、原告本人によれば、原告の弟子になりたいと言ってきた人で、資質のある人間だと原告が認めた者が〇の構成員となることができるとされていることが認められる。また、本件各定款には、「会員になろうとするものは、オンライン上の所定の申し込み手続きを行った上で、役員会の承認を受けなければならない」と定められている（7条）が、乙1ないし4及び10によれば、同13年から同15年の本件サイトには、本件有料ページの購読会員となるための申込みの案内があるだけで、〇への入会に関するコーナーは存在しなかったことが認められる。以上によれば、〇は、同13年から同15年当時、その構成員となるための要件が不明確であったものといわざるを得ない。構成員となるための要件が不明確な団体が、団体としての組織を備えているといえないことは明らかであるから、当時の〇が前記要件①を満たしていたということとはできない。

次に、本件各定款によれば、〇の総会は正会員（6条）をもって組織され（22条）、通常総会は毎年1回、代表が招集する旨定められ（23条1項）、役員及び監事の選任（13条）、

事業計画及び収支予算についての事項、事業報告及び収支決算についての事項、正味財産増減計算書・財産目録及び貸借対照表についての事項、その他業務に関する重要事項で役員会において必要と認めるもの等が総会の決議事項とされており（25条）、原告も、本人尋問において、〇の総会及び役員会は定期的に開催されていると供述するが、本件各定款には総会の定足数や決議方法についての規定が無いことや、〇が人格のない社団等に該当するか否かが争点になっている本件訴訟において、〇の総会議事録又は役員会議事録が提出されることがなかったことからすると、平成13年から同15年当時、〇の総会又は役員会が実際に開催されることはなかったものと認めるのが相当である。そして、甲5の1ないし65によれば、原告及びその弟子とされる者たちが集まって会議を開いたり、ウェブサイト上のコーナーで意見交換を行ったりしたことが複数回あったことが認められるが、これらが本件各定款における総会ないし役員会のいずれに該当するのかは明らかとはいえず、かえって、これらの証拠からは、前記(1)イ(ア)及び(2)のとおり、本件サイトの運営等の方針を原告が決定していたことが認められるところである。したがって、当時の〇においては多数決の原則が行われていたとはいえず、前記要件②を満たしていたということとはできない。

なお、甲8によれば、平成13年8月ころ、「Q」という名称が用いられたことがあったことが認められるが、同書証の文面からは、それが、団体ではなく、特定の日時場所で開催される会合を示すものであったことが明らかである。

以上によれば、平成13年から同15年当時、〇はいまだ人格のない社団等の要件を満たすには至っていなかったものといわざるを得ない。したがって、〇が本件サイト収入の帰属主体となることはないから、原告の前記主張は採用することができない。

(4) ところで、乙、丙、丁ほか原告の弟子とされる者たちが、平成13年から同15年当時、F事務所及びHビル事務所を拠点として、本件預貯金口座を管理しながら、本件サイトの運営のための具体的作業等や政治活動を行っていたことは前記(1)イ(ウ)のとおりであることから、本件サイトの運営を上記の者たちによる共同事業ととらえ、本件サイト収入は上記の者たちに帰属するということができるかが問題となり得るところではあるが、上記の者たちは、原告が自らの考えを教え、指導する対象として位置付けている者であって、また、前記(2)のとおり、本件サイトの運営は、原告が定めた方針に基づいて行われていたことからすると、そのようにいうことはできない。

そして、本件サイト収入が原告に帰属するとすることが、所得税法12条に規定する実質所得者課税の原則に反するものでないことは明らかである。

## 2 争点②（本件収入による所得の区分は事業所得か雑所得か）について

(1) 所得税法27条1項は、「事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。」と規定し、同項を受けて、所得税法施行令63条は、所得税法27条1項に規定する政令で定める事業について1号ないし12号で規定しているところ、その11号には「医療保健業、著述業その他のサービス業」が掲げられている。

そして、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいう（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁参照）が、ある活動による所得が事業所得に該当するか否かは、当該活動の規模及



主張するが、本件サイト収入のうちの会費収入は、原告が提供した本件有料ページの情報等に対する対価として、購読会員から支払を受けるものであり、後援会等における一般的ないわゆる会費とは異なるものであることが明らかであるから、原告の上記主張は採用することができない。

- (4) したがって、本件収入による所得は、所得税法27条1項、所得税法施行令63条11号の事業所得に該当するというべきである。

なお、原告はA大学に勤務する教師であり、給与所得を有する者であるが、前記(1)で示した事業所得の意義からすると、ある所得が事業所得に該当するか否かの判断に当たっては、その者の本来の業務又は職業として行われる場合であると副業的なものとして行われる場合であるとを問わないと解するのが相当であるから、原告が給与所得者であるという事実は、本件収入による所得が事業所得に該当するとの前記認定を左右するものではない。

### 3 争点③（本件各更正処分について推計の必要性が認められるか否か）について

- (1) 所得税法156条に基づく推計は、推計の必要性が認められる場合に限り許されるところ、その必要性が認められる場合とは、①納税者が帳簿書類等を備え付けておらず、収入及び支出の状況を直接資料によって明らかにすることができない場合（帳簿書類等の不存在）、②納税者が帳簿書類等を備え付けてはいるものの、誤記脱漏が多いとか、同業者に比して所得率等が低率であるとか、二重帳簿が作成されているなど、その内容が不正確で信用性に乏しい場合（帳簿書類等の不備）、③納税者又はその取引関係者が税務調査に協力しないため、直接資料が入手できない場合（調査非協力）のいずれかに該当する場合等をいうものと解される。

- (2) そこで検討するに、甲14、15、18、23、24、乙11、証人K（以下「K」という。）及び弁論の全趣旨によれば、Kら本件調査担当者は、約5箇月間にわたって継続した本件調査の期間中に、原告の自宅において、あるいは大宮税務署において、複数回原告と面接し、また、Hビル事務所において、丁ほか原告の弟子とされる者と面接したほか、原告から税務代理の委任を受けた税理士とも面接し、この間、原告に対し、本件原稿料等収入及び本件サイト収入のそれぞれにつき、実額によって所得金額を把握することができるような書類の提出を要請したことが認められる。

そして、乙11ないし17及び弁論の全趣旨によれば、原告からは、前記の要請に対し、本件原稿料等収入に関連する書類として、領収証等及びJ銀行新宿通支店の原告名義の普通預金口座の預金通帳が提出され、本件サイト収入に関連する書類として、本件サイト収入に係る毎月の支出を項目別に記載した書類3通（乙15ないし17。以下、それぞれを「本件経費明細書1」、「本件経費明細書2」及び「本件経費明細書3」という。）、本件各係争年分の収支を記載した書類3通（乙12ないし14。以下、それぞれを「本件収支計算書1」、「本件収支計算書2」及び「本件収支計算書3」という。）、本件預貯金口座の各通帳、大学ノートに貼付された領収証等、クレジットカード等の利用明細書つづり、Hビル事務所の賃貸借契約書、D金融公庫による融資に係る支払明細書及び購入した書籍の一覧表が提出されたことが認められる。

- (3) しかし、弁論の全趣旨によれば、本件原稿料等収入に関連する書類として本件調査担当者に提出された領収証等は、本件訴訟に提出されたもの（甲55ないし70）以上のものではなかったことが認められるところ、後記5(2)のとおり、本件訴訟に提出された領収証の中には、あて名がなく、又はあて名として「上様」若しくは原告以外の者の氏名が記載されているものが相当数含まれているほか、その記載からは本件原稿料等収入に係る文筆、講演等の事業とい

かなる関連性及び必要性を有するのかが不明であるものや、家事上の経費及びこれに関連する経費（所得税法45条1項1号）を示すことがうかがわれるものが相当数含まれている。

(4) また、乙11ないし17及び弁論の全趣旨によれば、本件サイト収入に関連する書類として本件調査担当者に提出された本件経費明細書1ないし3及び本件収支計算書1ないし3のうち、本件調査以前から作成され、保存されていたのは本件経費明細書1のみであったところ、ここには「生活費」という、その記載だけからは内容が不明確な支払項目があったが、これは、その後作成された本件経費明細書2では支払先が追加記載された上でその支払合計額が変更され、さらに、本件経費明細書3において再度支払先及び支払合計額が変更されるなど、記載内容に食違いが見られ、また、本件収支計算書1ないし3についても、それぞれに記載された収入金額及び支出金額が一致していないことが認められる。そして、弁論の全趣旨によれば、本件サイト収入に関連する書類として本件調査担当者に提出された領収証等は、本件訴訟に提出されたもの（甲29、34ないし51）以上のものではなかったことが認められるところ、後記5(2)のとおり、本件訴訟に提出された領収証の中には、あて名がなく、又はあて名として「上様」若しくは原告ないし〇以外の者の氏名が記載されているものが相当数含まれているほか、その記載からは本件サイト運営の事業といかなる関連性及び必要性を有するのかが不明であるものや、家事上の経費及びこれに関連する経費を示すことがうかがわれるものが相当数含まれているという、前記(3)と同様の状態であった。

(5) 前記(3)及び(4)のとおり、原告から本件調査担当者に提出された書類に記載された支払については、その内容や、原告の文筆、講演等の活動及び本件サイトの運営との関連性、必要性等その他不明な点につき、原告による説明並びに本件調査担当者による確認及び検討が必要な状況にあったが、甲14、15、23、24、乙11、証人K及び原告本人によれば、原告は、ある支出が必要経費に該当するか否かを判別する作業を本件調査担当者が行うこと自体に対して極めて強い不快感を示し、「お前らに『認める・認められない』って言われたくねえんだ。」「あんたらが勝手に判断するのが許せん。」などと述べ、また、本件調査担当者に向かって「馬鹿野郎」、「この野郎」、「ふざけんな」、「首洗ってる」などと発言し、時には大声を上げながら、本件調査に対する抗議を行い、他方、支払内容の詳細についての説明を全く行おうとしなかったことが認められる。そればかりか、甲15、乙11、証人K及び原告本人によれば、原告は、本件調査期間中、事前に連絡することなく、大宮税務署長や本件調査担当者であるKらの自宅を同人らの勤務時間外に訪問し、面会を求めていたことが認められる。

(6) 前記(3)、(4)及び(5)の事実によれば、本件は、前記(1)で掲げた①帳簿書類等の不存在、②帳簿書類等の不備及び③調査非協力のすべてに当てはまるというほかない。したがって、本件各更正処分について推計の必要性があったことは優に認めることができるというべきである。

なお、原告は、本件調査担当者は当初から推計課税を行う方針を決めており、本件調査も不十分であったなどと主張する。しかし、証人Kによれば、Kは、平成16年10月18日に初めて原告と面接した際に推計課税に言及したことが認められるものの、それをもって直ちに当初から推計課税を行う方針が決まっていたと認めることはできないし、また、帳簿書類等が存在しない又は不備の場合に、ある支出が存在したか否か、そしてそれが必要経費に該当するか否かの判定は、原告の説明がなければ判断できないものであることは明らかであるところ、原告がその説明を拒んだことは前記認定のとおりであるから、原告の上記主張は到底採用することが

できない。

#### 4 争点④（本件各更正処分について推計の合理性が認められるか否か）について

(1) 被告が本件訴訟において主張する、原告の本件各係争年分の事業所得の算定に係る推計の方法は、前記第2の4(4)ア(ア)のとおり、本件調査によって把握した原告の本件各係争年分の事業所得に係る総収入金額に、本件比準同業者の平均所得率を乗じ、本件各係争年分の事業所得の金額を算定するという、いわゆる比率法を用いたものであるところ、比率法という方法そのものについては、合理的な方法として一般に認められているものである。

(2) そこで、本件比準同業者の平均所得率の合理性を検討するに、まず、本件抽出基準は、原告の納税地の所轄国税局である関東信越国税局の管内（ただし、平成13年分については原告の納税地の所轄税務署である大宮税務署及び同税務署に隣接する4税務署の管内）において、本件各係争年分ごとに、原告と同一の業種及び業態と認めるのが相当である、文筆家業のうち文芸作家、文芸評論ほかの評論家業を継続して営む者を抽出したものであり、さらに、年間の収入金額の類似性を考慮することによって、その事業規模等に近似性を持たせているということができ、本件抽出基準の各条件（別紙2記載1ないし5）のすべてに該当するものとして抽出された本件比準同業者には、原告との類似性があるということが出来る。

この点について、原告は、本件比準同業者が文筆家業のうち文芸作家、文芸評論ほかの評論家業を専業で営む者であり、原告のような大学教師ではないことから、本件比準同業者と原告との類似性を否定するが、ある事業について、専業の者と兼業の者とで所得率に有意の差があると解すべき根拠は見当たらないから、原告の上記主張は採用することができない。

また、乙18ないし21及び弁論の全趣旨によれば、本件各税務署長（ただし、平成13年分については大宮税務署長及び同税務署に隣接する川越、浦和、春日部及び上尾の各税務署の署長）は、本件各係争年分ごとに、本件抽出基準のすべてを満たしている者を漏れなく機械的に抽出したことが認められ、その抽出の過程に恣意が介在したとは考えられない。

そして、本件比準同業者は、いずれも青色申告の承認を受けており、かつ、経営状態が異常である者及び税務署長から更正又は決定処分を受けて係争中である者が除外されていることからすれば、その収入金額及び必要経費の算出根拠となる資料の正確性も十分に担保されているといえる。

さらに、本件比準同業者の件数についてみると、平成13年分が15件、同14年分が12件、同15年分が13件であり、これらの件数は、同業者間に通常存在する程度の営業条件等の個別性を捨象し、平均化するに足る件数というべきである。

(3) 以上によれば、本件抽出基準は合理的なものであり、これに基づいて算出された本件比準同業者の平均所得率は十分に合理性を有するものということが出来る。

したがって、本件各更正処分における推計には合理性が認められるというべきである。

#### 5 争点⑤（原告による実額反証の成否）について

(1) 原告は、原告個人の所得に〇の所得を実額で合算して計算した場合について、別表7のとおり主張しているところ、このうち、原告が主張する原稿料等収入に係る経費の金額（別表7の1の順号②）は、平成13年分が779万2689円、同14年分が1092万7028円、同15年分が2052万3346円であり、原告は、上記各経費の金額の立証として、同13年分については甲55、58、62、63、64の1ないし6、65の1、67の1ないし10、70の1ないし13、73及び75を、同14年分については甲56、59、61の1及

び2、62、63、64の6ないし18、65の2ないし5、67の10ないし17、69の1ないし6、70の13ないし25、71並びに76を、同15年分については甲57、60、61の3ないし12、62、63、64の19ないし28、65の6ないし10、66、67の18ないし21、68、69の7ないし16、70の25ないし36、72及び74を、それぞれ提出している。

また、原告が主張する本件サイト収入に係る経費の金額（別表7の2の順号⑤）は、平成13年分が974万6896円、同14年分が1550万8989円、同15年分が2819万0998円であり、原告は、上記各経費の金額の立証として、同13年分については甲29、36ないし45の各1及び2、50、51並びに52の1を、同14年分については甲34、36ないし45の各2及び3、50並びに51を、同15年分については甲35、36ないし45の各3及び4、46ないし50を、それぞれ提出している。

(2) しかし、前記(1)で掲げた各書証のうち、甲29、34、35、58、59及び60には領収証が含まれているが、そのうち相当数は、あて名がなく、又はあて名として「上様」若しくは原告ないし〇以外の者の氏名が記載されているものであるから、これらは、原告が当該支払をしたことを立証するに足りるものとはいえない。

この点を措くとしても、そもそも、ある支出が事業所得に係る収入から必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用でなければならないのであり、所得税法37条1項も、その年分の事業所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、事業所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする旨規定しているところである。そして、上記の事業との関連性及び必要性については、関係者の主観的判断ではなく客観的基準に即して判断されなければならないことは当然であるところ、上記各領収証のうち相当数のものは、その記載からは、原告の本件原稿料等収入に係る文筆、講演等の事業又は本件サイト収入に係る本件サイト運営の事業といかなる関連性及び必要性を有するのか、不明であるというほかない。その上、それらの中には、必要経費に算入されないこととされている家事上の経費及びこれに関連する経費（所得税法45条1項1号）が相当数含まれていることがうかがわれる。そして、他の書証に記載された多数の支出についても、事業との関連性及び必要性が不明であるという上記指摘が当てはまるものである。

そして、原告は、前記実額反証の主張に関して、被告から、前記各点を含む多岐にわたる点について、前記(1)の各書証の内容等の釈明を求められたが、これに応じず、更なる主張立証もしなかつたものである。

(3) 前記(2)で検討したところによれば、その余の点について検討するまでもなく、前記(1)の各証拠によっては、原告が主張する経費の金額を認めることは到底できないものというべきであり、他に同金額を認めるに足りる証拠もない。

そうすると、原告の実額反証は奏功したということとはできず、本件各係争年分の原告の所得金額に係る原告の主張は、採用することができない。

6 争点⑥（本件各処分は憲法21条1項、22条1項及び31条に違反するか否か）について

(1) 前記1(2)のとおり、本件サイト収入は原告に帰属するものであるところ、本件各処分は、



収益が帰属する者に課税をするという当然の内容のものであり、このことが、憲法21条1項によって保障される原告及びOの権利を何ら侵害するものでないことは明らかである。

したがって、本件各処分は憲法21条1項に違反するものではない。

(2) 本件各処分は、本件収入による所得の区分を事業所得としたにとどまり、原告が大学教師で給与所得者であることを何ら否定するものではないのであるから、本件各処分が、憲法22条1項によって保障される原告の権利を何ら侵害するものでないことは明らかである。

したがって、本件各処分は憲法22条1項に違反するものではない。

(3) 本件各処分について推計の必要性があったことは、前記3のとおりである。また、甲18及び証人Kによれば、Kら本件調査担当者は、少なくとも平成17年2月14日には原告に対して修正申告の懲罰を行っていたことが認められるから、修正申告をする権利を奪われたという原告の主張はその前提を欠き、採用することができない。

したがって、本件各処分は憲法31条に違反するものではない。なお、原告は、本件訴訟に先立つ不服申立手続についても独自の観点から非難するようであるが、到底採用することはできない。

(4) 以上のとおり、原告の憲法違反の主張は、いずれも理由がない。

#### 7 まとめ

(1) 前記1ないし6のとおり、①本件サイト収入は原告に帰属し、②本件収入による所得の区分は事業所得であり、③本件各更正処分について推計の必要性が認められ、④推計の合理性も認められ、⑤原告の実額反証は奏功したということとはできず、⑥本件各処分が憲法に違反しているとはいえない。

(2) そして、弁論の全趣旨によれば、前記(1)の各争点以外のところを含め、本件各処分は適法にされたものと認めることができる。

#### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 杉原 則彦

裁判官 品田 幸男

裁判官 角谷 昌毅

(別紙1)

本件各処分の根拠及び適法性

1 本件各更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件各更正処分の根拠

ア 平成13年分(別表3-1)

(ア) 事業所得に係る総収入金額(別表3-1順号①)

1651万9946円

上記金額は、原告の文筆家業に係る収入金額の合計額であり、その内訳は、別表4の「平成13年分」欄及び別表2-1記載のとおりである。

(イ) 事業所得の金額(別表3-1順号②、別表5順号⑤の「平成13年分」欄)

946万4277円

上記金額は、前記(ア)の金額1651万9946円に、原告と業種・業態、事業規模等が類似する同業者(以下「本件比準同業者」という。)の総収入金額に占める所得金額の割合の平均値(以下「平均所得率」という。)57.29%(別表6-1の「③所得率」欄の「平均」欄参照)を乗じた金額である。

(ウ) 給与所得の金額(別表3-1順号③)

503万4058円

上記金額は、原告の平成13年分の給与所得の金額であり、原告が平成13年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(エ) 総所得金額(別表3-1順号④)

1449万8335円

上記金額は、原告の平成13年分の総所得金額であり、前記(イ)及び(ウ)の金額の合計額である。

(オ) 所得控除の合計額(別表3-1順号⑤)

255万7078円

上記金額は、所得控除の額(所得税法72条ないし84条及び86条)の合計額であり、下記a及びbの金額の合計額である。

a 社会保険料控除の金額

83万7078円

上記金額は、下記(a)及び(b)の金額の合計額である。

(a) 給与所得の源泉徴収票に記載された金額

55万8278円

上記金額は、原告が平成13年分の所得税の確定申告書に添付した給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除の金額である。

(b) 国民年金の金額

27万8800円

上記金額は、原告が平成13年分の所得税の確定申告書に記載した、原告が同年中に支払った国民年金の金額である。

b 社会保険料控除以外の所得控除の合計額

172万円

上記金額は、原告が平成13年分の所得税の確定申告書に記載した、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除及び基礎控除の金額の合計額である。

(カ) 課税される総所得金額 (別表3-1順号⑥)

1194万1000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、前記(エ)の金額1449万8335円から前記(オ)の金額255万7078円を控除した金額 (ただし、国税通則法 (以下「通則法」という。) 118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

(キ) 差引所得税額 (別表3-1順号⑦)

235万2300円

上記金額は、前記(カ)の金額1194万1000円に、所得税法89条1項 (平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。) に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(ク) 定率減税額 (別表3-1順号⑧)

25万円

上記金額は、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 (平成17年法律第21号による改正前のもの。以下「負担軽減法」という。) 6条の規定により算出した金額である。

(ケ) 源泉徴収税額 (別表3-1順号⑨)

148万4944円

上記金額は、原告の給与所得に係る源泉徴収されるべき所得税額 (以下「源泉徴収税額」という。) 22万8400円及び本件原稿料等収入に係る源泉徴収税額125万6544円の合計額であり、原告が平成13年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(コ) 納付すべき税額 (別表3-1順号⑩)

61万7300円

上記金額は、原告の納付すべき税額であり、前記(キ)の金額から前記(ク)及び(ケ)の金額を差し引いた金額 (ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

イ 平成14年分 (別表3-2)

(ア) 事業所得に係る総収入金額 (別表3-2順号①)

3136万7462円

上記金額は、原告の文筆家業に係る収入金額の合計額であり、その内訳は、別表4の「平成14年分」欄及び別表2-2記載のとおりである。

(イ) 事業所得の金額 (別表3-2順号②、別表5順号⑤の「平成14年分」欄)

1820万2538円

上記金額は、前記(ア)の金額3136万7462円に、本件比準同業者の平均所得率58.03% (別表6-2の「③所得率」欄の「平均」欄参照) を乗じた金額である。

(ウ) 給与所得の金額 (別表3-2順号③)

551万0346円

上記金額は、原告の平成14年分の給与所得の金額であり、原告が平成14年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(エ) 総所得金額 (別表 3 - 2 順号④)

2 3 7 1 万 2 8 8 4 円

上記金額は、原告の平成 1 4 年分の総所得金額であり、前記(イ)及び(ウ)の金額の合計額である。

(オ) 所得控除の合計額 (別表 3 - 2 順号⑤)

2 5 9 万 7 0 3 7 円

上記金額は、所得控除の額 (所得税法 7 2 条ないし 8 4 条及び 8 6 条) の合計額であり、下記 a 及び b の金額の合計額である。

a 社会保険料控除の金額

8 7 万 7 0 3 7 円

上記金額は、下記(a)及び(b)の金額の合計額である。

(a) 給与所得の源泉徴収票に記載された金額

5 9 万 8 2 3 7 円

上記金額は、原告が平成 1 4 年分の所得税の確定申告書に添付した給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除の金額である。

(b) 国民年金の金額

2 7 万 8 8 0 0 円

上記金額は、原告が平成 1 4 年分の所得税の確定申告書に記載した、原告が同年中に支払った国民年金の金額である。

b 社会保険料控除以外の所得控除の合計額

1 7 2 万円

上記金額は、原告が平成 1 4 年分の所得税の確定申告書に記載した、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除及び基礎控除の金額の合計額である。

(カ) 課税される総所得金額 (別表 3 - 2 順号⑥)

2 1 1 1 万 5 0 0 0 円

上記金額は、所得税法 8 9 条 2 項の規定に基づき、前記(エ)の金額 2 3 7 1 万 2 8 8 4 円から前記(オ)の金額 2 5 9 万 7 0 3 7 円を控除した金額 (ただし、通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

(キ) 差引所得税額 (別表 3 - 2 順号⑦)

5 3 2 万 2 5 5 0 円

上記金額は、前記(カ)の金額 2 1 1 1 万 5 0 0 0 円に、所得税法 8 9 条 1 項及び負担軽減法 4 条に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(ク) 定率減税額 (別表 3 - 2 順号⑧)

2 5 万円

上記金額は、負担軽減法 6 条の規定により算出した金額である。

(ケ) 源泉徴収税額 (別表 3 - 2 順号⑨)

1 7 2 万 6 4 7 2 円

上記金額は、原告の給与所得に係る源泉徴収税額 2 6 万 3 3 0 0 円及び本件原稿料等収入に係る源泉徴収税額 1 4 6 万 3 1 7 2 円の合計額である。

(コ) 納付すべき税額 (別表 3 - 2 順号⑩)

334万6000円

上記金額は、原告の納付すべき税額であり、前記(キ)の金額から前記(ク)及び(ケ)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

ウ 平成15年分(別表3-3)

(ア) 事業所得に係る総収入金額(別表3-3順号①)

4791万9794円

上記金額は、原告の文筆家業に係る収入金額の合計額であり、その内訳は、別表4の「平成15年分」欄及び別表2-3記載のとおりである。

(イ) 事業所得の金額(別表3-3順号②、別表5順号⑤の「平成15年分」欄)

2649万9646円

上記金額は、前記(ア)の金額4791万9794円に、本件比準同業者の平均所得率55.30%(別表6-3の「③所得率」欄の「平均」欄参照)を乗じた金額である。

(ウ) 給与所得の金額(別表3-3順号③)

554万4933円

上記金額は、原告の平成15年分の給与所得の金額であり、原告が平成15年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(エ) 総所得金額(別表3-3順号④)

3204万4579円

上記金額は、原告の平成15年分の総所得金額であり、前記(イ)及び(ウ)の金額の合計額である。

(オ) 所得控除の合計額(別表3-3順号⑤)

271万1133円

上記金額は、所得控除の額(所得税法72条ないし84条及び86条)の合計額であり、原告が平成15年分の所得税の確定申告書に記載した金額309万1133円から配偶者特別控除の金額38万円を減算した金額である。

(カ) 課税される総所得金額(別表3-3順号⑥)

2933万3000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、前記(エ)の金額3204万4579円から前記(オ)の金額271万1133円を控除した金額(ただし、通則法118条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(キ) 差引所得税額(別表3-3順号⑦)

836万3210円

上記金額は、前記(カ)の金額2933万3000円に、所得税法89条1項及び負担軽減法4条に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(ク) 定率減税額(別表3-3順号⑧)

25万円

上記金額は、負担軽減法6条の規定により算出した金額である。

(ケ) 源泉徴収税額(別表3-3順号⑨)

347万4027円

上記金額は、原告の給与所得に係る源泉徴収税額25万6900円及び本件原稿料等収入に係る源泉徴収税額321万7127円の合計額であり、原告が平成15年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(コ) 納付すべき税額 (別表3-3順号⑩)

463万9100円

上記金額は、原告の納付すべき税額であり、前記(キ)の金額から前記(ク)及び(ケ)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(2) 本件各更正処分の適法性

本件各係争年分の所得税に係る原告の各納付すべき税額は、前記(1)ア(コ)、同イ(コ)及び同ウ(コ)のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件各更正処分における各納付すべき税額(別表1-1、同1-2及び同1-3の各「更正処分及び賦課決定処分」欄の各「納付すべき税額」欄参照)を上回るから、本件各更正処分は、いずれも適法である。

2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

前記1のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告は、本件各係争年分の所得税を過少に申告していたものであり、過少に申告していたことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由も存しない。

したがって、原告に課されるべき過少申告加算税の額は、原告が本件各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額(通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下同じ。)を基礎として、通則法65条の規定に基づき算出した次の(1)ないし(3)のとおりであり、これらの金額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額(別表1-1、同1-2及び同1-3の各「更正処分及び賦課決定処分」欄の各「過少申告加算税額」欄参照)といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

(1) 平成13年分

21万5000円

上記金額は、平成13年分の所得税についての更正処分によって、原告が新たに納付すべきこととなった税額160万円(同更正処分に係る納付すべき税額53万3900円から確定申告における納付すべき税額△107万4384円を控除した額)に、通則法65条1項の規定に基づき、100分の10の割合を乗じて計算した金額16万円と、同条2項の規定に基づき、原告が新たに納付すべきこととなった税額(160万円)のうち50万円を超える部分に相当する金額である110万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額5万5000円との合計額である。

(2) 平成14年分

58万2500円

上記金額は、平成14年分の所得税についての更正処分によって、原告が新たに納付すべきこととなった税額405万円(同更正処分に係る納付すべき税額280万1800円から確定申告における納付すべき税額△125万3726円を控除した額)に、通則法65条1項の規定に基づき、100分の10の割合を乗じて計算した金額40万5000円と、同条2項の規定に基づき、原告が新たに納付すべきこととなった税額(405万円)のうち50万円を超える部分に相当する金額である355万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額17万7500円との合計額である。

(3) 平成15年分

110万9000円

上記金額は、平成15年分の所得税についての更正処分によって、原告が新たに納付すべきこととなった税額756万円（同更正処分に係る納付すべき税額457万3600円から確定申告における納付すべき税額△298万9448円を控除した額）に、通則法65条1項の規定に基づき、100分の10の割合を乗じて計算した金額75万6000円と、同条2項の規定に基づき、原告が新たに納付すべきこととなった税額（756万円）のうち50万円を超える部分に相当する金額である706万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額35万3000円との合計額である。

以上

(別紙2)

抽出基準

- 1 その年分の暦年を通じて、文筆家業のうち文芸作家、文芸評論ほかの評論家業を継続して営んでいる者であること。
- 2 上記1の事業以外の事業を兼業していなかった者であること。
- 3 所得税の申告において青色申告の承認を受けており、青色申告決算書を提出している者であること。
- 4 年間の収入の金額が、次の範囲内にある者であること。
  - (1) 平成13年分 825万9973円以上3303万9892円以下
  - (2) 平成14年分 1568万3731円以上6273万4924円以下
  - (3) 平成15年分 2395万9897円以上9583万9588円以下
- 5 次の(1)及び(2)のいずれにも該当しない者であること。
  - (1) 災害等により、経営状態が異常であると認められる者
  - (2) 税務署長から更正又は決定処分がされている者のうち、次のいずれかに該当する者
    - ア 当該処分について国税通則法又は行政事件訴訟法の規定による不服申立期間又は出訴期間の経過していないもの
    - イ 当該処分に対して不服申立てがされ、又は訴えが提起されて現在審理中であるもの

以上



(別表1-1)

## 課税処分等の経緯 (平成13年分)

(単位:円)

区分 項目		確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成14年3月6日	平成17年2月25日	平成17年4月18日	平成17年6月22日	平成17年7月20日	平成18年7月7日
所得金額	事業所得の金額	0	9,186,741	0	棄却	0	棄却
	給与所得の金額	5,034,058	5,034,058	5,034,058		5,034,058	
	雑所得の金額	2,096,792	0	2,096,792		2,096,792	
	総所得金額	7,130,850	14,220,799	7,130,850		7,130,850	
所得控除額	社会保険料控除	813,900	837,078	813,900		813,900	
	生命保険料控除	100,000	100,000	100,000		100,000	
	配偶者控除	380,000	380,000	380,000		380,000	
	配偶者特別控除	380,000	0	380,000		380,000	
	扶養控除	860,000	860,000	860,000		860,000	
	基礎控除	380,000	380,000	380,000		380,000	
	所得控除の合計額	2,913,900	2,557,078	2,913,900		2,913,900	
課税総所得金額		4,216,000	11,663,000	4,216,000		4,216,000	
算出税額		513,200	2,268,900	513,200		513,200	
定率減税額		102,640	250,000	102,640	102,640		
源泉徴収税額		1,484,944	1,484,944	1,484,944	1,484,944		
納付すべき税額		△1,074,384	533,900	△1,074,384	△1,074,384		
過少申告加算税			215,000	0	棄却	0	棄却

※ 「課税総所得金額」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

※ 「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。

## 課税処分等の経緯 (平成14年分)

(単位:円)

区分 項目		確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成15年2月19日	平成17年2月25日	平成17年4月18日	平成17年6月22日	平成17年7月20日	平成18年7月7日
所得金額	事業所得の金額	0	16,731,404	0	棄却	0	棄却
	給与所得の金額	5,510,346	5,510,346	5,510,346		5,510,346	
	雑所得の金額	1,904,770	0	1,904,770		1,904,770	
	総所得金額	7,415,116	22,241,750	7,415,116		7,415,116	
所得控除額	社会保険料控除	877,000	877,037	877,000		877,000	
	生命保険料控除	100,000	100,000	100,000		100,000	
	配偶者控除	380,000	380,000	380,000		380,000	
	配偶者特別控除	380,000	0	380,000		380,000	
	扶養控除	860,000	860,000	860,000		860,000	
	基礎控除	380,000	380,000	380,000		380,000	
	所得控除の合計額	2,977,000	2,597,037	2,977,000		2,977,000	
課税総所得金額		4,438,000	19,644,000	4,438,000		4,438,000	
算出税額		557,600	4,778,280	557,600		557,600	
定率減税額		111,520	250,000	111,520	111,520		
源泉徴収税額		1,699,806	1,726,472	1,699,806	1,699,806		
納付すべき税額		△1,253,726	2,801,800	△1,253,726	△1,253,726		
過少申告加算税			582,500	0	棄却	0	棄却

※ 「課税総所得金額」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

※ 「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。

## 課税処分等の経緯 (平成15年分)

(単位:円)

区分 項目		確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成16年2月23日	平成17年2月25日	平成17年4月18日	平成17年6月22日	平成17年7月20日	平成18年7月7日
所得金額	事業所得の金額	0	26,322,342	0	棄却	0	棄却
	給与所得の金額	5,544,933	5,544,933	5,544,933		5,544,933	
	雑所得の金額	2,224,817	0	2,224,817		2,224,817	
	総所得金額	7,769,750	31,867,275	7,769,750		7,769,750	
所得控除額	社会保険料控除	991,133	991,133	991,133		991,133	
	生命保険料控除	100,000	100,000	100,000		100,000	
	配偶者控除	380,000	380,000	380,000		380,000	
	配偶者特別控除	380,000	0	380,000		380,000	
	扶養控除	860,000	860,000	860,000		860,000	
	基礎控除	380,000	380,000	380,000		380,000	
	所得控除の合計額	3,091,133	2,711,133	3,091,133		3,091,133	
課税総所得金額		4,678,000	29,156,000	4,678,000		4,678,000	
算出税額		605,723	8,297,720	605,723		605,723	
定率減税額		121,144	250,000	121,144	121,144		
源泉徴収税額		3,474,027	3,474,027	3,474,027	3,474,027		
納付すべき税額		△2,989,448	4,573,600	△2,989,448	△2,989,448		
過少申告加算税			1,109,000	0	棄却	0	棄却

※ 「課税総所得金額」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

※ 「納付すべき税額」欄の△は、還付金に相当する税額を表す。

(別表2-1)

平成13年分本件原稿料等収入

(単位：円)

順号	支払者	区分	収入金額	源泉徴収税額
1		講演謝礼	333,333	33,333
2		出演報酬	100,000	10,000
3		印税	129,195	12,919
4		印税他(内消費税12,000円)	2,929,500	309,350
5		原稿料	920,000	92,000
6		印税(内消費税7,500円)	157,500	15,000
7		原稿料・講演料等	358,621	35,860
8		原稿料	48,000	4,800
9		講演料	277,777	27,777
10		講演料	50,000	5,000
11		講演料	50,000	5,000
12		原稿料等	19,500	1,950
13		印税	4,200,000	670,000
14		原稿料	60,000	6,000
15		講師謝金	55,555	5,555
16		出演費	220,000	22,000
合計			9,908,981	1,256,544

(別表2-2)

平成14年分本件原稿料等収入

(単位：円)

順号	支払者	区分	収入金額	源泉徴収税額
1		原稿料	10,000	1,000
2		原稿料	40,000	4,000
3		原稿料	105,000	10,000
4		印税	2,350,000	235,000
5		報酬	44,444	4,444
6		顧問料	900,000	90,000
7		印税等(内消費税11,015円)	3,160,830	383,781
8		講師謝金	340,000	34,000
9		原稿料	630,000	63,000
10		原稿料	100,000	10,000
11		印税	2,654,400	363,680
12		講演料・教授料	333,333	33,333
13		原稿料等	133,000	13,300
14		印税(内消費税12,240円)	257,040	24,480
15		講演料	333,333	33,333
16		印税	390,000	39,000
17		原稿料・講演料等	166,665	16,665
18		原稿料	250,000	25,000
19		謝礼金	166,666	16,666
20		印税・その他	132,108	0
21		対談謝礼	84,000	8,400
22		原稿料等	19,500	1,950
23		印税・原稿料	495,000	49,500
24		原稿料	26,400	2,640
合計			13,121,719	1,463,172

(別表2-3)

平成15年分本件原稿料等収入

(単位：円)

順号	支払者	区分	収入金額	源泉徴収税額
1		講演料	333,333	33,333
2		原稿料	60,444	6,044
3		原稿料	50,000	5,000
4		印税	63,525	6,352
5		顧問料	3,600,000	360,000
6		原稿料	157,500	15,750
7		印税等(内消費税6,613円)	453,898	44,728
8		印税・原稿料(内消費税102,777円)	2,158,332	241,833
9		原稿料	245,000	24,500
10		講演料	100,000	—
11		講演料	100,000	—
12		會議	30,000	—
13		印税	12,734,400	2,212,480
14		講師料	111,111	11,111
15		講演料	175,000	17,500
16		印税(内消費税13,500円)	283,500	27,000
17		講演料(12.10)	333,333	33,333
18		原稿料・講演料等	246,664	24,664
19		原稿料等	150,000	15,000
20		原稿料	385,000	38,500
21		出演料	30,000	3,000
22		インタビュー料	66,666	6,666
23		謝金・旅費	60,015	6,001
24		出演料等(内消費税3,888円)	81,665	7,777
25		講師謝礼	50,000	5,000
26		講演会講師謝礼	300,000	30,000
27		初刷印税・原稿料	360,000	36,000
28		講演料	55,555	5,555
合計			22,774,941	3,217,127

(別表3-1)

平成13年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

項目	順号	金額	摘要
事業所得に係る総収入金額	①	16,519,946	
事業所得の金額	②	9,464,277	
給与所得の金額	③	5,034,058	
総所得金額	④	14,498,335	②+③
所得控除の合計額	⑤	2,557,078	
課税される総所得金額	⑥	11,941,000	④-⑤ (1,000円未満の端数切捨て)
差引所得税額	⑦	2,352,300	
定率減税額	⑧	250,000	
源泉徴収税額	⑨	1,484,944	
納付すべき税額	⑩	617,300	⑦-⑧-⑨ (100円未満の端数切捨て)

(別表3-2)

平成14年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

項目	順号	金額	摘要
事業所得に係る総収入金額	①	31,367,462	
事業所得の金額	②	18,202,538	
給与所得の金額	③	5,510,346	
総所得金額	④	23,712,884	②+③
所得控除の合計額	⑤	2,597,037	
課税される総所得金額	⑥	21,115,000	④-⑤ (1,000円未満の端数切捨て)
差引所得税額	⑦	5,322,550	
定率減税額	⑧	250,000	
源泉徴収税額	⑨	1,726,472	
納付すべき税額	⑩	3,346,000	⑦-⑧-⑨ (100円未満の端数切捨て)

(別表3-3)

平成15年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

項目	順号	金額	摘要
事業所得に係る総収入金額	①	47,919,794	
事業所得の金額	②	26,499,646	
給与所得の金額	③	5,544,933	
総所得金額	④	32,044,579	②+③
所得控除の合計額	⑤	2,711,133	
課税される総所得金額	⑥	29,333,000	④-⑤ (1,000円未満の端数切捨て)
差引所得税額	⑦	8,363,210	
定率減税額	⑧	250,000	
源泉徴収税額	⑨	3,474,027	
納付すべき税額	⑩	4,639,100	⑦-⑧-⑨ (100円未満の端数切捨て)

(別表4)

## 本件各係争年分の事業所得に係る総収入金額

	順号	平成13年分	平成14年分	平成15年分
本件原稿料等収入	①	9,908,981円	13,121,719円	22,774,941円
本件サイト収入	②	6,610,965円	18,245,743円	25,144,853円
総収入金額 (① + ②)	③	16,519,946円	31,367,462円	47,919,794円

(別表5)

## 本件各係争年分の事業所得の金額

	順号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	摘要
総収入金額	①	16,519,946円	31,367,462円	47,919,794円	
所得率	②	57.29%	58.03%	55.30%	別表6-1、6-2及び6-3
事業専従者控除額控除前の事業所得の金額 (① × ②)	③	9,464,277円	18,202,538円	26,499,646円	
事業専従者控除額	④	—	—	—	
事業所得の金額 (③ - ④)	⑤	9,464,277円	18,202,538円	26,499,646円	
更正処分に係る事業所得の金額	⑥	9,186,741円	16,731,404円	26,322,342円	



(別表6-1)

文筆家業の類似同業者 (平成13年分)

類似同業者	①売上(収入)金額 円	②所得金額 円	③所得率 %
1	15,349,285	10,924,299	71.17
2	13,992,692	897,331	6.41
3	12,806,380	3,269,915	25.53
4	11,957,991	4,234,790	35.41
5	11,638,850	3,919,834	33.67
6	11,001,697	8,596,504	78.13
7	10,886,389	8,284,899	76.10
8	10,865,215	4,936,768	45.43
9	10,702,539	6,553,414	61.23
10	10,607,018	7,583,035	71.49
11	10,478,868	7,959,277	75.95
12	9,478,876	6,872,368	72.50
13	8,649,721	5,410,436	62.55
14	8,565,800	7,456,391	87.04
15	8,373,571	4,761,264	56.86
合計			859.47
平均			57.29%

(別表6-2)

文筆家業の類似同業者 (平成14年分)

類似同業者	①売上(収入)金額 円	②所得金額 円	③所得率 %
1	39,186,448	31,626,124	80.70
2	36,044,132	25,630,446	71.10
3	35,177,987	17,040,786	48.44
4	32,180,379	18,432,066	57.27
5	29,305,675	8,197,265	27.97
6	26,431,704	17,788,106	67.29
7	25,240,290	11,368,873	45.04
8	24,293,868	14,760,893	60.75
9	20,020,824	12,668,582	63.27
10	17,562,763	9,082,422	51.71
11	16,850,281	11,100,943	65.87
12	16,439,036	9,365,482	56.97
合計			696.38
平均			58.03%

(別表6-3)

文筆家業の類似同業者 (平成15年分)

類似同業者	①売上(収入)金額 円	②所得金額 円	③所得率 %
1	72,252,385	63,433,269	87.79
2	65,208,267	27,049,813	41.48
3	54,749,394	31,536,338	57.60
4	53,983,089	11,244,552	20.82
5	33,111,714	29,127,099	87.96
6	32,295,957	24,969,588	77.31
7	29,872,755	11,988,105	40.13
8	29,712,289	18,296,014	61.57
9	29,528,650	9,473,462	32.08
10	28,569,090	7,957,135	27.85
11	26,767,881	6,795,038	25.38
12	26,759,287	24,195,590	90.41
13	25,066,224	17,184,326	68.55
合計			718.93
平均			55.30%

(別表7)

1. 原告が行った確定申告

(単位：円)

項目	順号	平成13年分	平成14年分	平成15年分
雑所得に係る収入	①	9,889,481	12,831,798	22,748,163
経費	②	7,792,689	10,927,028	20,523,346
雑所得(①-②)	③	2,096,792	1,904,770	2,224,817
給与収入	④	6,926,732	7,455,940	7,494,371
給与所得	⑤	5,034,058	5,510,346	5,544,933
総所得(③+⑤)	⑥	7,130,850	7,415,116	7,769,750
納付すべき税額	⑦	△1,074,384	△1,253,726	△2,989,448

※「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。

2. 原告個人の所得に○の所得を実額で合算した場合

(単位：円)

項目	順号	平成13年分	平成14年分	平成15年分
原告個人の雑所得(=1③)	①	2,096,792	1,904,770	2,224,817
○の収入	②	1,029,500	4,478,723	8,671,131
○の会費収入	③	5,459,665	13,800,744	16,483,722
○の寄付金収入	④	1,371,600	2,097,500	11,247,000
○の経費	⑤	9,746,896	15,508,989	28,190,998
差引所得(①+②+③+④-⑤)	⑥	210,661	6,772,748	10,435,672
原告個人の給与所得(=1⑤)	⑦	5,034,058	5,510,346	5,544,933
総所得(⑥+⑦)	⑧	5,244,719	12,283,094	15,980,605
所得控除の合計額	⑨	2,913,900	2,977,000	3,091,133
課税総所得(⑧-⑨)	⑩	2,330,000	9,306,000	12,889,000
算出税額	⑪	233,000	1,561,700	2,636,600
定率減税額	⑫	46,600	250,000	250,000
源泉徴収税額	⑬	1,484,944	1,699,806	3,474,027
納付すべき税額(⑪-⑫-⑬)	⑭	△1,298,544	△388,106	△1,087,427

※「課税総所得」欄の金額は、通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

※「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。